

角田市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表します。

令和4年3月23日

角田市監査委員 南部 信一

角田市監査委員 湯村 勇



角 監 第 60 号

令和4年3月11日

角田市長 黒 須 貫 殿

角田市監査委員 南 部 信 一

角田市監査委員 湯 村 勇

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり報告します。

ついては、この監査の結果に基づき、またはこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定により、その旨を当職に通知願います。

記

1. 監査の種類

財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助に係る補助金等の出納・その他の事務の執行の監査）。

なお、本監査は角田市監査基準（令和2年角田市監査委員告示第2号）に準拠して実施した。

2. 監査の対象

(1) 財政援助団体

- ①（公財）角田市地域振興公社（所管課：総務部 まちづくり政策課）
- ②（公社）角田市シルバー人材センター（所管課：市民福祉部 健康長寿課）
- ③（公社）角田市農業振興公社（所管課：産業建設部 農林振興課）

(2) 指定管理者

- ①（公財）角田市地域振興公社
 - ・婦人研修センター指定管理料（所管課：市民福祉部 健康長寿課）
 - ・老人福祉センター内町荘指定管理料（所管課：市民福祉部 健康長寿課）

- ・市民ゴルフ場指定管理料 (所管課：産業建設部 都市整備課)
- ・パークゴルフ場指定管理料 (所管課：産業建設部 都市整備課)
- ・台山公園指定管理料 (所管課：産業建設部 都市整備課)
- ・角田中央公園指定管理料 (所管課：産業建設部 都市整備課)
- ・角田駅コミュニティプラザ指定管理料 (所管課：産業建設部 商工観光課)
- ・スペースタワー・コスモハウス指定管理料 (所管課：産業建設部 商工観光課)
- ・スポーツ交流館指定管理料 (所管課：教育委員会 生涯学習課)
- ・総合体育館指定管理料 (所管課：教育委員会 生涯学習課)

3. 監査の着眼点

以下の着眼点で監査を実施した。

(1) 財政援助団体

① 所管課

- ア. 補助金等の決定は、法令等に適合しているか。
- イ. 補助金等の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か。また、公益上の必要性は十分か。
- ウ. 補助金等の交付条件、その他補助金等に関する指令等の内容は明確か。
- エ. 補助金等の額の算定、交付方法、時期、手続き等は適正か。
- オ. 補助金等の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等によりなされているか。
- カ. 補助金等の財政援助団体に対する指導監督は適切に行われているか。
- キ. 補助金等の交付目的や効果等から判断して、統合、廃止等の見直しをする必要のあるものはないか。

② 財政援助団体

- ア. 事業計画書、予算書及び決算書表等と所管課等へ提出した補助金交付申請書、実績報告書等は符合するか。
- イ. 補助金交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は適時に行われているか。
- ウ. 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業等以外に流用されていないか。
- エ. 補助金等の出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- オ. 補助金等に係る収支の会計処理は適正か。
- カ. 会計処理上の責任体制は確立されているか。
- キ. 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う補助金等の返還の時

期等は適切か。

ク. 財産の処分制限がある場合、これに違反するものはないか。

(2) 指定管理者

① 所管課

ア. 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか。

イ. 指定管理者の指定は、適正・公正に行なわれているか。

ウ. 管理に関する協定等の締結は、適正に行なわれているか。

エ. 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。

オ. 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか。

カ. 事業報告書の点検は適切になされているか。

キ. 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。

ク. 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。

② 指定管理者

ア. 施設は関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。

イ. 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。

ウ. 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。

エ. 利用促進のための努力はなされているか。

オ. 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。

カ. 公の施設の管理に係る出納関係帳簿、記帳は適正になされているか。また、領収書類の整備、保存は適切になされているか。

4. 監査の主な実施内容

令和2年度において、財政援助団体等に対して交付した補助金または指定管理料に係る出納及びその他の事務の執行状況について、補助金等交付に係る事務処理及び会計経理等が適正に執行されているか、財政援助団体等及び所管課から提出された調書及び関係書類、帳簿等の調査を行うとともに、関係職員から説明を聴取し実施した。

5. 監査の実施日及び実施場所

(1) 財政援助団体

① (公財) 角田市地域振興公社

実施日：令和3年11月26日(金)

実施場所：角田市総合体育館

② (公社) 角田市シルバー人材センター

実施日：令和3年12月6日(月)

実施場所：(公社) 角田市シルバー人材センター

③ (公社) 角田市農業振興公社

実施日：令和3年12月23日(木)

実施場所：(公社) 角田市農業振興公社

(2) 指定管理者

① (公財) 角田市地域振興公社

実施日：令和3年11月26日(金)

- ・ 婦人研修センター指定管理料
- ・ 老人福祉センター内町荘指定管理料
- ・ 市民ゴルフ場指定管理料
- ・ パークゴルフ場指定管理料
- ・ 台山公園指定管理料
- ・ 角田中央公園指定管理料
- ・ 角田駅コミュニティプラザ指定管理料
- ・ スペースタワー・コスモハウス指定管理料
- ・ スポーツ交流館指定管理料
- ・ 総合体育館指定管理料

実施場所：角田市総合体育館

6. 監査の結果

財政援助に係る補助金等及び指定管理料に係る出納その他事務の執行並びに公の施設の管理については、概ね適正に処理されていると認めた。

しかしながら、対象団体においては、財政援助の長期化により補助金等が既得権化している傾向がみられ、実績報告等において改善・検討を要する事項が見受けられたので、貴職からも適切に事務処理されるよう指導願いたい。

なお、監査の過程で見受けられた留意を要する個々の事項等については、その都度、財政援助団体及び指定管理者並びに団体所管課の関係者に改善・検討を要望したので、記述を省略する。